

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等				
z1300010	廃棄物の収集・運搬に係る規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項	事業者が産業廃棄物の処理を委託できる者は、産業廃棄物処理業者等であって、委託する産業廃棄物の処理が事業の範囲内に含まれる者に委託しなければならないこととされている。	c	排出事業者の構内であっても、当該法人以外の者が、業として廃棄物の収集運搬を行う場合には、当該廃棄物の性状に応じた適切な収集運搬を行う必要があり、当該能力を担保するため廃棄物収集運搬業の許可を取得させることとしているものであって、同一事業場内であるか否かによって別異に解する必要性は認められない。ただし、これまでも事業場内等の限られた区域内で、当該法人の指揮監督の下当該法人以外の者が排出事業者の補助者として廃棄物の収集等を行う行為については、排出事業者の自ら処理として許可の対象にしていけないで御留意されたい。		回答では、同一事業場内であるか否かによって廃棄物処理業の許可の要否について別異に解する必要性は認められないことを根拠に対応不可とされているが、当該要望はアウトソーシングが進行する中で速やかに実施すべき事項と考えられる。この点を踏まえ、 要望事項は、排出事業者が設置する工場・事業場の構内であれば、排出事業者の指揮監督下で廃棄物処理を受託する者を管理できることから、委託契約において排出事業者の責任等を明確にすれば、当該受託者については許可を要するものでなくとも問題ないと考え、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。併せて、回答ただし書き中の「排出事業者の補助者」と受託者の違いについて、具体的に示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	産業廃棄物の自社処理についても処理業者に処理を委託する場合と同様に、廃棄物を適正に処理する観点から、排出事業者の責任が最終処分に至るまで確実に果たされることが必要である。 なお、措置の概要で示した、当該法人の指揮監督の下、「排出事業者の補助者」として廃棄物の収集等を行う場合とは、排出事業者による自社処理の補助的な作業を、排出事業者の実質的な指揮監督を受けて行っており、排出事業者の従業員とみなすことができるような場合を指すものである。このため「排出事業者の補助者」であるためには、委託契約上、受託会社の通常の指揮監督関係とは異なる指揮監督関係があるだけでなく、排出事業者から具体的な作業内容について指揮監督を受け、排出事業者の従業員とみなすことができる場合に限られる。受託者の従業員として行動する場合には、受託者の行う廃棄物処理であり、そのものの能力等を担保するためには廃棄物処理業の許可が必要である。ご要望いただいた具体的な規制改革要望内容についてみると、構内の移動作業を他者に委託する場合、産業廃棄物処理施設に廃棄物を投入する等の業務を他者に委託する場合には、委託契約上具体的な作業内容について委託会社の指揮監督下にあることが明示されており、実態においても委託会社の指揮監督下にある場合には、排出事業者の自ら処理として許可の対象にはならない。一方、廃棄物処理施設を排出事業者のために設置・保有するとともに、施設運搬業務を受託する場合には、他者のために廃棄物処理施設を設置するものであれば当然廃棄物処理業の許可が必要となる。このことは、作業場が同一の構内であっても、不適正な処理が行われた場合には、地下水への浸透、大気への拡散等を通じ周辺の生活環境へ重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同一の構内であるか否かにより異なるところはない。	5008	5008280	オリックス株	28.1	廃棄物処理法に係る規制緩和		排出事業者がその排出場所の構内で産業廃棄物を自己処理する場合において、構内の移動作業を他者に委託する場合、廃棄物処理施設に廃棄物を投入する等の業務を他者に委託する場合、施設運搬業務を受託する場合、施設運搬業務を受託する場合、	環境省						
																		5008	5008280	オリックス株	28.2	これらはいずれも産業廃棄物処理業の許可を要するものであるか、要すると解釈される可能性があるものと思われるが、これらについては許可を要しないものとするを要望する。	環境省
																		5034	5034460	(社)リース事業協会	46	排出事業者がその排出場所の構内で産業廃棄物を自己処理する場合において、構内の移動作業を他者に委託する場合、廃棄物処理施設に廃棄物を投入する等の業務を他者に委託する場合、施設運搬業務を受託する場合、これらはいずれも産業廃棄物処理業の許可を要するものであるか、要すると解釈される可能性があるものと思われるが、これらについては許可を要しないものとするを要望する。	環境省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)								(再検討要請欄)			(再回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300020	浄化槽の法定検査を行う者の要件緩和	浄化槽法57条、環境省関係浄化槽法施行規則第55条	指定検査機関の指定の際には、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならない等の、指定の基準が規定されている。	c		浄化槽の法定検査は、単に水質のみを測定すれば良いのではなく、浄化槽の内部設備・漏水・変形の有無等の状況、生物膜や汚泥・スカムの生成状況等の検査や、保守点検及び清掃の記録などを検査する書類検査の結果をも勘案して総合的な見地から判定を行うため、計量法に基づく計量証明の事業の登録の基準を満たすことをもって、浄化槽の適正な検査をすることはできない。 また、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにし、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と深く関係するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、また、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、民間法人の業務としてはなじまないものである。		回答では、中立性及び公平性が求められること、また検査業務の安定性及び継続性が求められることから民間法人の業務としてなじまないこととされているが、要望事項は、中立・公正な運営を担保するために必要な措置（役員構成要件を規定等）を講ずることなどにより、公益法人でなくても実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c		役員等の要件を規定することにより中立・公正な運営が実施可能であるとされているが、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題点を明らかにするものであり、関係業者の干渉が懸念される一方で、依頼者が個人の家庭であり、専門知識に乏しく検査意欲も高くない現状において、適正な選択が行われにくく、安からう悪からうの検査に陥りやすい構造にあるため、役員構成要件等を定めただけでは実効性が確保されず、民間事業者による検査では公正な検査が行われない可能性がある。 また、民間事業者の場合は検査業務自体の採算性が問題となるので、受託義務を課したとしても、僻地等の検査に消極的展開しか行わず、撤退等による混乱も懸念される。	5006	5006020	民間事業者	2	指定検査機関申請の法人は民法第34条による設立以外も「可」とする		浄化槽法第57条第1項、同施行規則第33条第2項1「民法第34条により設立された法人以外は指定しない」と規定されているが事業実態と財政の把握は規則第34条4同5によって担保されている。したがって民法第34条によって設立された公益法人である必要はなく、営利法人であっても可である。	環境省
												5006	5006050	民間事業者	5	「計量法による登録事業所も可」とする		部長通知、課長通知により水質検査の方法が示されているがこの程度の検査方法は計量法の規定による濃度計量証明事業所では簡易なことであり、濃度計量証明事業所でも水質検査の行える者とするか、あるいは下水道法に範を見ながら、検査の方法のみ定めこれを行う者を特に定めず門戸を開放する。	環境省
z1300030	化審法における届出および審査過程の一本化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化審法における新規化学物質の届出については、平成15年4月の届出より、3省の審議会の合同開催をはじめ審査の一本化を実施したところである。また、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするるとともに、提出資料の内容の統一も図ったところである。	d		対応済		窓口の一本化について要望には対応済みとのことであるが、要望は、省庁毎に異なる書類の提出部数や、3審議会の審査について、統一を要望しており、この点についての具体的な対応策をさらに検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	-	「提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。」については、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするるとともに、提出資料の内容を統一すると共に、最小限の部数での提出となるよう整理を行ったところである。 「共管3省の審議会を合同で行う等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべきである。」については、既に記載のとおり、平成15年4月の届出より、3省の審議会を合同開催することにより審査の一本化を図ったところである。	5102	5102680	(社)日本経済団体連合会	68	化審法における届出および審査過程の一本化(1)		化審法における届出先について、共管3省共通の窓口を設けて、当該窓口へ届け出ればよいこととすべきである。その際、提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「化審法における届出窓口の一元化、手続の統一化を行なう」(平成15年度措置)とあり、その方向で早期実現されることを期待する。	厚生労働省 経済産業省 環境省
												5102	5102690	(社)日本経済団体連合会	69	化審法における届出および審査過程の一本化(2)		共管3省の審議会を合同で行なう等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべく、共管3省の審議会の合同開催等を行なう(平成15年度措置)とあり、早期実現を期待する。	厚生労働省 経済産業省 環境省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300040	下水処理汚泥の有効利用の促進	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととしており、当該施設の種類の応じ構造基準・維持管理基準がそれぞれ定められている。汚泥の焼却灰については、有害物質が含まれる蓋然性が高い生活環境保全上の問題が懸念されること、収集・運搬の際に飛散するおそれがあること、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時的に廃棄物の保管量が増大する可能性があること等の問題があり、廃棄物処理法の枠外とすることは困難である。	c				回答では汚泥の焼却灰については廃棄物処理法の対象外とすることは困難とされているが、要望内容は、汚泥の焼却灰をセメント原材料として有効利用する等を想定しており、その場合には、例えば再生利用認定制度を活用することはできないか。この点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	再生利用認定制度は、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って認められている廃棄物処理法上の特例である。下水道汚泥及びその焼却灰については腐敗性又は有害性を有している生活環境に影響のある廃棄物であり、その処理については生活環境調査の実施やその調査結果に関する周辺関係者の意見を聞く等手続きを経て行われるべきである。また、仮に再生利用できる技術が発展した場合においても、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時的に廃棄物の保管量が増大する可能性がある他、廃棄物の性状が劣化した場合にリサイクル製品の品質を保つことが困難となり再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれるか不確定であるためリサイクル製品が廃棄物になる可能性は依然として残っている。こういった取引状況による影響については、再生利用できる技術の発展では解決し得ない問題であることから、単に不燃物というだけでなく腐敗性及び有害性を有している下水道汚泥及びその焼却灰を再生利用認定制度の対象とすることは困難である。なお、そもそも産業廃棄物である下水道汚泥及びその焼却灰の処理については都道府県の監督のもと適正な技術で処理を行うことは廃棄物処理法上当然のことであり、都道府県において下水道汚泥及び焼却灰の処理に関する周辺地域の生活環境への影響等に関する審査を受けた上で許可を取得することが適当と考える。	5004	5004010	愛知県名古屋市	1	下水処理汚泥の有効利用の促進		下水処理において発生する汚泥焼却灰の有効利用を促進させ、一層の利用用途の拡大を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「法」という。)の規制緩和を図る。	環境省	
z1300050	浄化槽清掃業者に関する許可制の見直し	浄化槽法第35条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項)	浄化槽清掃業者を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を所管する市町村長の許可を受けなければならない。	c		浄化槽は必要な専門的器具、施設等を用い、また、適切な技術能力をもって適正に清掃されなければ、機能低下や破損を生じる恐れがある。また、清掃により引き抜かれた汚泥やスラム等は廃棄物処理法上の一般廃棄物として一般廃棄物処理計画に従って適正に処理されなければ、生活環境の保全及び公衆衛生上大きな問題を生じる。これらのことから、悪質業者を排除し適正な清掃が行われるよう、許可制度によって市町村において申請者の能力等の審査を行うことが必要であり、十分な審査ができない登録制度に変更することは適当でない。 なお、浄化槽の清掃は、一般廃棄物の収集運搬や浄化槽の保守点検とは作業の内容が異なるため、浄化槽清掃業者の許可のみをもって即時にこれらの業も営むことが出来るものではない。		回答では浄化槽清掃業者の許可を登録制にすることはできないとされているが、要望内容は登録基準の設定や改善命令等を定めることにより実施可能と考える。この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	浄化槽清掃業者については、不要なものである廃棄物を扱うという特性から、不法投棄の危険性が常につきまとう。依頼者も自分の浄化槽から汚泥等が無くならないと見え、不法投棄等の問題に関心を持つことは少なく、環境問題を引き起こす危険性が高い。従って、他の廃棄物分野と同様に悪質業者の参入の未然防止のため、原則として営業を禁止し、十分審査を行った者について営業の許可を与える制度としておくことが必要であり、登録制度とするには不適当である。また、登録基準の設定により厳正に審査することは、本来公正的行為である登録制度になじまないものである。さらに、改善命令等の措置も事後的な対応でしかなく、悪質業者により、浄化槽が破損したり汚泥から引き抜かれた汚泥やスラム等が不法に投棄されても、問題業者が倒産等により実質上原状回復が行われないおそれがある。従って、十分な審査ができない登録制度に変更することは適当でない。	5006	5006010	民間事業者	1	[許可]を[登録]に変更		浄化槽法第35条の許可を登録に変更し、特別措置法昭和50年法律第31号の廃止又は正当な法解釈とその運用を求める。	環境省	
z1300060	浄化槽水質指定検査機関の指定に当たった条件の付与の見直し	浄化槽法第57条第1項、環境省関係浄化槽法施行規則第56条	都道府県知事は、指定検査機関の指定に際し、その役員を選任又は解任に際し必要な条件を付することができる。	c		浄化槽の法定検査は、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と深く関係するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、及び、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、その役員を選任、解任に際し必要な条件を付す必要がある場合がある。なお、当該条件は、都道府県知事が法定検査の適正な実施のため、必要に応じて、指定検査機関の役員を選任又は解任に際し条件を付すことができるということを規定しているものであり、具体的な条件の付し方については都道府県知事に委ねられている。		z1300020の再検討要請と併せて、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	浄化槽の法定検査は、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と深く関係するものであるため高度に中立性及び公平性が求められる。また、検査業務の安定性及び継続性が求められる。その検査機関の中立性・公平性を確保する上で、役員を選任、解任は重要である。特定業者と関係の深い悪質な役員により指定検査機関が支配されると、検査結果の判定の公正さがゆがめられるおそれがある。このため指定の際に、都道府県知事が地域の実情に応じ、役員に関する必要な条件を付すことができるようにしておくことは適切であると考えている。	5006	5006030	民間事業者	3	役員を選任・解任条件を削除する		被指定者を指定権者の影響下に置かないため、役員を選任・解任権を指定権者に付与せず、自立させる	環境省	
z1300070	浄化槽水質指定検査機関の要件の見直し	環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号	指定検査機関の指定に当たって、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有する者等が置かれていることを要件としている。	e		指定検査機関の指定の要件として、環境大臣が指定する浄化槽の検査に関する講習会の課程を修了した者が置かれていることは定められていない。					5006	5006060	民間事業者	6	「都道府県知事の推薦する者」を削除		浄化槽検査員認定講習会の受講要件として「都道府県知事の推薦する者」とあり、この講習会受講は指定検査機関の指定を受けようとする者の欠格要件であるが、都道府県知事が個人に対し推薦状を発行することはない。	環境省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)								(再検討要請欄)			(再回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300080	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項及び第7項、同法施行規則第8条の17	事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業所を設置している事業者は、事業所ごとに特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこととされている。	d		特別管理産業廃棄物の管理責任者については、特別管理産業廃棄物を生ずる事業所に専属で常駐し、廃棄物の管理に対して責任ある対応ができる状況にあれば、必ずしも管理責任者は当該事業所の社員である必要はない。		回答では、特別管理産業廃棄物の管理責任者は当該事業所の社員である必要がないとされているが、解釈の徹底の観点から、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C		措置の概要で示したとおり、「特別管理産業廃棄物を生ずる事業所に専属で常駐し、廃棄物の管理に対して責任ある対応ができる状況」については、現場において、解釈に疑義が生じ特段通用に支障を来している事情にないものと考えている。	5009	5009030	ソニー㈱	3	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和		ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務受託会社（含む機能分社）の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結、受託会社が資格等を有する社員を指名し、該当事業所に専属で常駐・従事させること-を条件に、ファシリティ業務受託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務受託会社が、当該会社の労災処理を業として請け負う場合には、該当事業所に専属で常駐する受託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。	経済産業省 厚生労働省 環境省 警察庁 国土交通省
z1300090	公害防止に係わる届出において、重複して提出する届出書類の軽減	大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、水質汚濁防止法	公害防止にかかる規制において、大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、水質汚濁防止法に基づく届出義務がある。都道府県条例において別の届出義務がある場合がある。	C	-	国の法律に基づく規制については、同様な届出について、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法等に基づく届出様式を一本化し、その簡素化を図ってきたところである。 地方自治体が、地方自治の趣旨から、条例において法律とは異なる上乗せ・横出し規制を行う場合は、当該条例の趣旨からして法律の要求と異なるものであり、法律において届出書類を一元化することはなじまない。		要望者は法律と条例で重複する書類内容の簡素化を求めているため。 例えば、地方自治体が条例で定める届出書類・様式の内容を調査し、その調査結果に基づき、必要に応じて、地方自治体に対して条例で定める届出書類・様式の各法との重複部分の簡素化を要請することが考えられるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	地方公共団体は、各々の判断により法律とは異なる規制を条例により制定しており、届出書類についても、各公共団体が、各々の条例の趣旨に基づき届出を義務付けているものである。従って、国が、公共団体が独自に定める届出書類を簡素化することを目的に調査を実施することに対し、公共団体の協力を得ることは困難である。また、各公共団体が各々の条例の趣旨に基づき措置していることから、国においてその簡素化の要否の判断を行うことはできかねる。	5009	5009110	ソニー㈱	11	公害防止に係わる届出において、重複して提出する届出書類の軽減	環境省	公害防止にかかる規制において、大気汚染防止法、振動防止法、騒音防止法、水質汚濁防止法に基づく届出に加え、都道府県条例においての同様の届出義務があり、届出内容が法律で定める書類内容と重複する場合には、届出書類を、都道府県条例によって義務付けられている書類に一本化していただきたい。	
z1300100	下水道法・水質汚濁防止法により義務付けられた書類の重複軽減	水質汚濁防止法第5条の3、12条の4	水質汚濁防止法上の特定施設は、施設について人の健康・生活環境に被害が生ずるおそれがある汚水又は廃液を排出するものとして同法施行令により定められており、同法12条に基づく排水基準の遵守の規定等が適用される。特定施設を設置する際には、同法5条に基づく届出を各自治体に行わなければならない。 また、水質汚濁防止法上の特定施設を有する工場及び事業場から、下水を公共下水道に排除する際には、下水道法12条の3に基づく届出を各自治体に行わなければならない。	C	-	下水道法において届出対象となる下水は、特定施設を設置する工場または事業場から公共下水道に排除される水を指す。一方、水質汚濁防止法における排水とは、当該工場または事業場から公共用水域に排出される雨水を含む全ての水を指すものであり、雨水のみを排出する排水口にも排水基準の水質汚濁防止法に基づく規定等が適用されている。これは、雨水が排出される場合等、公共下水道に排除されない排水水からも人の健康・生活環境に被害が生ずるおそれがある汚水又は廃液が排出される場合があるためである。現に公共下水道に排除されない、当該特定施設に係る工程外からの排水が、水質汚濁防止法上の排水基準を超過した事例もあることから、このような特定施設についても水質汚濁防止法に基づく管理を適切に行う必要があるため、下水道法に基づく届出が行われていることを理由に、水質汚濁防止法に基づく届出を免除することは適切ではない。		要望者は重複する内容の書類作成の簡素化を求めている。 例えば、下水道法と水質汚濁防止法での届出書類を一元化することが考えられるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出は、その施設を有する工場又は事業場から排出される水が公共用水域及び地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に十分検討しておくため行われるものである。 その為、特定施設を有する工場又は事業場においては、雨水を含め全ての排水を最終処理場を有する下水道に排出する場合を除き工場又は事業場からの排水による公共用水域の汚濁を防止する観点から水質汚濁防止法に基づく届出を行う必要がある。 一方、下水道法に基づく届出は特定施設を有する工場又は事業場から悪質な下水が下水道に排除されることを防止し、下水道法の水質規制を徹底するために行われるものである。 よって、それぞれの法律で規制の対象となる排水が異なり、確認事項も異なることから、届出書類を一元化することは困難である。ただし、特定施設の構造等の届出書類として、共通して使用できるものは活用することが可能である。	5009	5009120	ソニー㈱	12	下水道法・水質汚濁防止法により義務付けられた書類の重複軽減	環境省	「公共下水」と「雨水の河川放流」の両方の機能を持つ施設を有する場合には、下水道法に係る届出を行った際には、水質汚濁防止法で定める届出を免除していただきたい。	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300110	バーゼル法に基づいた解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」 「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」 「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」（環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号）	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がない。 （以下「その他」欄に続く）	c		我が国においては、アスベスト又はPCBを含む備品が存在する船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合で、当該備品の処分をも目的の一つとしている場合には、バーゼル条約の対象になるとみなしている。解撤目的の船舶がバーゼル条約の対象となるかについての各国の対応は様々であり、少なくとも、大多数の国は解撤予定船舶を同条約の対象とみなしていない、という事実はない。 解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書に掲げる処分作業を行うために輸出される日本船舶のうち、石綿又はPCB等バーゼル条約附属書に掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶であっても、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受けることにより、輸出が可能となる。危険物質の種類・分量が分かぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。 そのためバーゼル条約でも廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、船内の危険物質の種類・分量を全て把握することが困難、という理由で、バーゼル法等の手続を行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 バーゼル法で規制対象となる船舶の解撤目的の輸出にあつては、バーゼル法の手続を経て適正に行われるようお願いする。		c		バーゼル条約では、特定有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告・同意取得、環境上適正な処理がされることの確認のほか、移動書類の携帯を義務付けている。 このためバーゼル条約の国内担保法であるバーゼル法は、同条約に従い、輸出者による輸出申請の後、輸入国・通過国への事前通告・同意取得を行い、申請内容に関して環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうか確認を行ったうえで、輸出承認を行うこととしている。また、輸出に当たっては輸出移動書類を携帯することとしている。バーゼル法は、バーゼル条約上の最低限の要求を満たしているものであり、これ以上の手続きの簡素化は同条約に反することとなり不可能である。 バーゼル法で規制対象となる船舶の解撤目的の輸出にあつては、バーゼル法の手続を経て適正に行われるようお願いする。	5036	5036060	(社)日本船主協会	6	バーゼル法に基づいた解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認申請等手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、バーゼル法）を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。	環境省 経済産業省		
z1300120	温泉利用の許可単位の見直し	温泉法第13条	温泉法第13条では「温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、環境省令に定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」とされており、許可単位は原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎とされている。	c		温泉法第13条に基づく温泉利用許可は自治事務であり、その趣旨は、温泉が種々の成分を含有しているため、中には、人体に有害なものも含まれており、また、用法によっては人体に害を与えるものも少なくないことから、温泉の適正な利用を確保するため、公共の浴用又は飲用に供するにあたり、都道府県知事の許可を受けることとしているものである。 上記を受けて、環境省は、許可の単位について、「原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎」であるが、「許可の単位は、各施設毎にそれぞれ個別に検討する必要があるか否かによって決せられるものである。」との技術的助言を行っているところであり、これを参考にしつつ、県において適切な運用が図られるものと考えている。		c		回答では、温泉利用の許可は自治事務であるため、環境省としての対応は困難とされているが、要望内容は温泉利用の許可単位の基準の明確化を求めるものであり、温泉法を所管する環境省において当該基準を地方公共団体に示すことは可能と考える。この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記に係る実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	5050	5050020	富山県	2	温泉を利用しようとする際に必要な許可単位については、原則、浴槽単位のところを施設単位でよいものとする。	温泉利用の許可単位は、原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎とされている一方で、各施設相互間に成分の差異が認められないときには、2以上の施設を一括して許可しても差し支えないとされているが、一括許可には、曖昧な点が多い。施設単位でよいものと明確化を図っていただきたい。(技術的指導といたしながら実態は強制的である。)	環境省		
z1300130	「産業廃棄物」と「リサイクル貨物」の定義の明確化	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号	産業廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断される。	c		廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断される。なお、本件要望において、運搬事業者が運搬先で運搬したものの包装を回収して持ち帰った場合における廃包装紙等については、運送業者が運送事業の実施に伴って排出した廃棄物であり、処理業の許可は不要である。		c		要望者は静脈物流として海上輸送の活用を積極的に図ることを求めているが、これに対する具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記に係る実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	5073	5073140	(社)日本自動車工業会	14	産業廃棄物の収集運搬	不要となった、包装材料などを、リサイクル利用するため、回収・船舶輸送する場合、無用な誤解が起きない様、「産業廃棄物」と「リサイクル貨物」の定義などを更に明確化していただきたい。	環境省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300140	建築廃材木くず等の炭化に係る産業廃棄物処理業の許可等の適用除外	建築廃材等に関する法律	建築廃材等（木くず）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物に該当し、廃棄物として法令の規制を受ける。	C		建設廃材等の木くずは、腐敗性を有し、飛散・流出等によって生活環境保全上の支障を生じさせる可能性があり、現に大量に不法投棄される事案があるなど「捨てた方が得」な不要物であり、薬剤処理木材を選別することをもちって産業廃棄物から除外することはできない。なお、貴県においては産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事前調査を制度化しており、周辺住民の同意を求めるといった規制を上回る規制を行っているものと聞いている。こうした規制は円滑なリサイクルを行うことを困難とする規制と考えられるが、こうした規制を維持しながら、他方では産業廃棄物処理法の許可取得に係る規制緩和を求めるといふ点について、県内の関係部局間での調整を十分にお図りいただくことが必要ではないかと考える。		回答では木くずを産業廃棄物の対象外とすることは困難とされているが、要望内容は、木くずを炭化し土壌改良剤等として有効活用することを想定しており、その場合には、例えば、木くずの保管基準や炭化炉の維持基準・維持管理基準を設定した上で、再生利用認定制度を活用することはできないか。この点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	C	現行制度においても再生利用認定制度により産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可等を不要とする扱いはなされているが、特区において、全国的には再生利用認定制度の対象とされていない品目について、実験的に再生利用認定制度の対象とすることが考えられる。このような観点から、木くず等の廃材については、構造改革特区の第二次提案に対応し、適切な除染の措置を講じたうえで容易に腐敗しない産業廃棄物に関する再生利用認定制度の特例を創設し、廃材の高炉投入について施設や業の許可を不要としたところである（本年10月施行予定）。なお、ご要望については、建築廃材等の木くずが現に大量に不法投棄されていることから、土壌改良剤と称して炭化した木くずの不法投棄がされるおそれがあり、再生利用認定制度の対象とするのは困難である。	5094	5094010	長野県	1	建築廃材木くず等の炭化に係る産業廃棄物処理業の許可等の適用除外		建築廃材等の木くずを炭化する場合、薬剤処理木材など炭化に不適当な木材を選別後、炭の原材料となる木くずのみの取扱いにおいては産業廃棄物処理法の適用を除外する。（産業廃棄物処理法における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可の適用除外）	環境省	
z1300150	使用過程車対策の抜本的な見直し	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 第12条～第14条 大気汚染防止法 第19条	自動車NOx・PM法に基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置（車種規制）を講じている。	C		・車種規制の準備期間等については、パブリックコメント等の結果を踏まえ、適切に設けているもの。各府省との連携により、事業者に対する支援措置の充実に努め、今後とも車種規制の円滑な実施に努める。 ・使用の本拠が対策地域外にあるものまで車種規制を及ぼすことは、過剰規制になり適当でないと考えている。 ・流入車の規制を行うことは、その担保手段となる路上取り締まりの体制整備等が必要であり、対策地域全体に対して国が一律の制度として導入することは困難。 (以下「その他」欄に続く)		回答では、車検時の使用過程車規制について直ちに設定することはできないとされているが、今後、具体的に検討される予定はあるのか。検討されるなら、具体的な規制の実施時期及びその時期となる理由も含め、具体的なスケジュールを示されたい。	C	使用過程車の排ガス性状に関しては、今年度からNOx、PMの排出状況の調査を開始し、今後排出ガス水準について検討することとしており、規制の必要性、規制方法、実施時期については調査結果を踏まえて各府省とも十分連携して検討する予定である。	5100	5100080	東京都	8	使用過程車対策の抜本的な見直し		・ディーゼル車の使用過程車が大量の排出ガスを排出しているとの認識に鑑み、自動車NOx・PM法の緩和措置を廃止し、速やかに規制を適用するとともに、抜本的な使用過程車対策を早期かつ強力に実施すること。 ・自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とすること。 ・車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定する。	環境省	
z1300160	不正軽油対策の見直し	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条	不正投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科とされている（法人によるものは、1億円以下の罰金）。	C		硫酸ビッチの不法投棄は生活環境に与える支障が大きく、また軽油引取税の脱税行為などに伴って発生するものであることから、社会的に大きな問題であることは承知している。しかし、既に不法投棄については十分に重い科刑となっており、その具体的な適用は司法の問題であると考えている。また、硫酸ビッチそのものが他の有害な特別管理産業廃棄物と比較して特に生活環境上の支障が大きいものであるとは断定することはできない。また、仮に特別管理産業廃棄物の不法投棄のみの量刑を重くした場合、実際に違反者の摘発を行う際、当該不法投棄案件が特別管理産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物とを分けて取り扱わなければならないと、迅速な対応に支障を来す恐れがある。 (以下「その他」欄に続く)		回答では、硫酸ビッチの不法投棄問題に関して、関係省庁で連絡会議を設けるとあるが、設置予定時期及び検討内容について、具体的に示されたい。	C	硫酸ビッチの不法投棄問題に関する関係省庁の連絡会議については、硫酸ビッチ不法投棄問題の現状と、関係省庁間の連携について検討すべく、8月中旬に第1回目の連絡会議を開催する予定である。	5100	5100090	東京都	9	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化するとともに、硫酸ビッチの不法投棄に対する罰則を強化する。	総務省 経済産業省 環境省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式 1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300170	大気汚染に係る微粒子状物質の環境基準の設定	環境基本法 第16条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質について設定されている。	B		PM2.5の健康影響については、平成11年度から「微粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から（平成18年度までの予定）全国7都市において児童とその両親を追跡調査する大規模な長期疫学調査を実施している。これらの調査を待って、また、内外の知見を総合して環境基準の要否を判断することとしている。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	B	前回検討要請時の「措置の概要」に同じ。当該長期疫学調査は平成13年度から18年度まで26,000人を追跡調査する大規模な調査であり、その結果を待って内外の知見と総合して環境基準の要否を判断することとしている。	5100	5100100	東京都	10	保健対策の充実			大気汚染の原因であるディーゼル排出微粒子など微粒子状物質の環境基準にPM2.5の微粒子の環境基準を設定する。	環境省
z1300180	廃棄物・リサイクル制度の見直し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第9条の9、第15条の2の4及び第15条の4の3ほか	廃棄物であれば、リサイクル可能なものであっても廃棄物処理法の規制に係らしている。	d		廃棄物の適正処理とリサイクルの促進を両立させることは重要であるが、リサイクル可能な廃棄物を廃棄物処理法の対象そのものから除外してしまうことは、排出された時点で確実にリサイクルされるものかどうかは明らかでないこと、リサイクル名目の廃棄物の不適正処理が多発していること、リサイクルであっても環境保全の観点から適正に実施される必要があること等から適当ではなく、中央環境審議会における議論でも同様の結論が出されたところ。一方、循環型社会の構築のため、廃棄物の適正なリサイクルを推進することも重要な課題であり、「規制は厳格に、手続は合理的」という観点から、資源循環・リサイクルに取り組む場合にも一律に規制を課すのではなく、従来の再生利用認定制度による特例に加え、本年通常国会で成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成15年法律第93号）において、	（「措置の概要」欄より続く） リサイクル促進のための措置として、環境省令で定める廃棄物の広域的なリサイクル等の処理を行う場合に環境大臣の認定により地方公共団体ごとの業の許可を不要とする特例制度、産業廃棄物処理施設において、処理を行っている産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを、届出によって一般廃棄物処理施設の許可を不要とする特例制度を創設するという「規制改革」を行ったところであり、これらの制度の活用を図ってまいりたい。	要請者は適正な廃棄物処理とリサイクルの推進のため廃棄物・リサイクル制度の一層の規制改革、廃棄物処理に関する合理的な制度の確立を求めている。この点を踏まえ、第156回国会で成立した改正廃棄物処理法を含めた廃棄物・リサイクル制度の規制改革に係る具体的な検討内容及びスケジュールを示されたい。	d	廃棄物の適正処理とリサイクルの促進を両立させることは重要であるが、リサイクル可能な廃棄物を廃棄物処理法の対象そのものから除外してしまうことは、排出された時点で確実にリサイクルされるものかどうかは明らかでないこと、リサイクル名目の廃棄物の不適正処理が多発していること、リサイクルであっても環境保全の観点から適正に実施される必要があること等から適当ではなく、中央環境審議会における議論でも同様の結論が出されたところ。一方、循環型社会の構築のため、廃棄物の適正なリサイクルを推進することも重要な課題であり、「規制は厳格に、手続は合理的」という観点から、資源循環・リサイクルに取り組む場合にも一律に規制を課すのではなく、従来の再生利用認定制度による特例に加え、本年通常国会で成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成15年法律第93号）において、	5102	5102340	(社)日本経済団体連合会	34	廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討			資源循環・リサイクル促進と不法投棄の未然防止を両立させる観点から、廃棄物処理法の規制を見直すべきである。具体的には、無償であってもリサイクルできるものについては、資源有効利用促進法や各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法の対象外とすべきである。なお、改正廃棄物処理法の成立により、広域的処理に係る特例および産廃施設設置に係る一廃施設の設置についての特例が創設されたが、これらの特例を含め廃棄物処理に関する合理的な制度の確立を求める。	環境省
z1300190	焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し（排ガス中CO濃度100ppm以下の連続監視に関して）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3、第15条の2の2、同法施行規則第4条の5二のル及びラ、第12条の7第5項	一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却施設は、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の10以下となるようにごみを焼却することとなり、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する必要がある。	c		TOX計については、ダイオキシン類の排出を連続的に測定するための測定機器として、現在、開発が進められているものと承知しているが、分子量の大きい前駆物質が測定しにくい等の問題点があり、ダイオキシン類濃度との相関関係が科学的に実証されている状況にないことから、現時点でCO計に替えて採用することは適切ではないと考える。		要請者は、CO計だけでなくTOX計での連続測定管理もダイオキシン類の排出を連続的に測定・管理するための選択肢を含めることを求めている。また、学会において、前駆物質の連続測定装置における測定値の再現性は実証されており、かつダイオキシン濃度との相関性も高いことが確認されている。この点を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	c	学会において、前駆物質の連続測定装置における測定値の再現性は実証されており、かつダイオキシン濃度との相関性も高いことが確認されていると断言されているが、その内容についての説明がなく、判断できない。	5102	5102350	(社)日本経済団体連合会	35	焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し（排ガス中CO濃度100ppm以下の連続監視に関して）			ダイオキシン排出量の測定に関して、排ガス中の一酸化炭素濃度管理のみならず、TOX(ダイオキシンの前駆体)計での連続測定管理を採用することができるよう認めるべきである。	環境省
z1300200	国の競争的資金制度の手続き等の迅速化・簡素化	なし	契約・補助金申請、概算払い等の手続きについては、補助金交付要綱等を定めて実施しているところである。また、速やかに手続きが実施できるよう努めているところである。	a		概算払いの迅速な実施については今後一層努めてまいりたい。手続の簡素化については、研究者からの書類の提出がより最小限となるよう、補助金交付要綱等の見直しを行ってまいりたい。使途に関する規制の緩和については、補助金交付要綱等の見直しを行い、必要に応じて費目間の流用について緩和を図ってまいりたい。		回答では今後とも手続き等の迅速化、簡素化に努めるとされているが、実施される内容について交付決定の時期の明示等により具体的に示されたい。速やかに実施されるとともに、実施時期について具体的に示されたい。	a	概算払いの迅速な実施については今後一層努めてまいりたい。手続の簡素化については、研究者からの書類の提出がより最小限となるよう、補助金交付要綱等の見直しを行ってまいりたい。使途に関する規制の緩和については、補助金交付要綱等の見直しを行い、必要に応じて費目間の流用について緩和を図ってまいりたい。参考 環境技術開発等推進費の場合 交付決定の時期 ・平成15年度6月30日に交付決定した。 ・来年度は、公募時期を一層早めることにより、早期交付決定する予定としている。 簡素化について ・来年度の公募においては、電子媒体による申請を実施する予定としている。	5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の手続き等の迅速化・簡素化			国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

（回答欄）								（再検討要請欄）			（再回答欄）			（要望事項欄）							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各省庁回答に対する再検討要請			措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z1300210	官公庁の入札制度、契約制度の改善	なし	入札手続等については、現在全省庁統一の様式はなく、各省庁個別の様式である。なお、競争参加資格申請（物品製造等）については、全省庁統一で定めており、申請方法についてはITと紙で受付を行っている。	C	-	入札手続等について、現状では全省庁統一の様式が定められていないが、統一の様式が定められればそれに従う。							5008	5008400	オリックス株	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁	
													5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているもの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁	